

## 第6章 計画の推進について

### 6-1 計画推進のための仕組みづくり

#### 6-1-1 計画推進のための役割分担

本計画の将来像を実現し、みどり豊かなまちとするためには、今あるみどりを適切に保全するとともに、まちなかのみどりの質を高め、未来へ継承していく必要があります。

そのため、町は国や県と連携しながらみどりづくりを進めるとともに、町民や関係団体、事業者も主体的に取り組むを進めることが求められます。

そこで、各主体がそれぞれの役割を認識し、様々な施策において主体的に、連携を図りながら取り組みを進めるため、各主体の役割を示します。

#### (1) 行政の役割

行政は、本計画に基づき、各施策を積極的に進めるとともに、町民や関係団体、事業者によるみどりづくりをバックアップする体制や制度の整備に努めます。本計画に基づき、各施策推進のため、みどりに関する情報の発信を行い、みどりに関心を高めるため、普及啓発、人材育成に努めます。また、緑化推進のために企業や町民との関係構築を図り、町民が自ら推進する事業の実効性を高めるため、そのバックアップに努めます。行政が実施する公共施設整備では、緑化の推進に努めます。

#### (2) 町民の役割

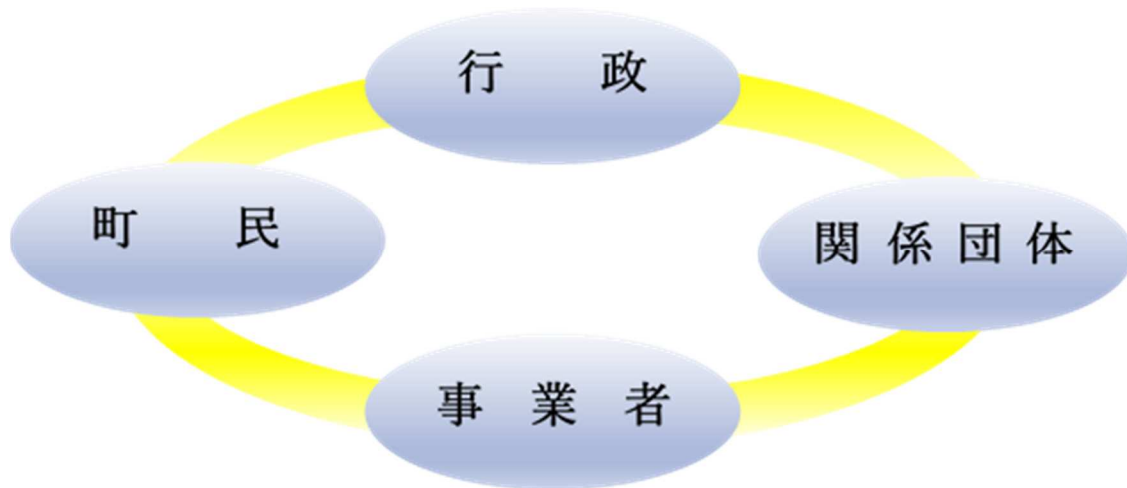
町民は、みどりへの愛情や理解を深め、家庭や地域において積極的に緑化活動に取り組み、自らがみどりづくりの主体として、活動の輪を広げていく役割を担うことが望まれます。

#### (3) 関係団体の役割

関係団体は、行政とともに緑化推進やみどりの保全及び整備活動のけん引役として、町民や事業者のみどりに関する活動を支援するとともに、積極的に活動を展開する役割を担うことが望まれます。

#### (4) 事業者の役割

事業者は、事業所の積極的な緑化の推進や保全に取り組むとともに、地域のみどり活動に積極的に参加するなど、地域社会の一員としての役割を担うことが望まれます。



役割分担のイメージ

### 6-1-2 計画の推進体制の整備と財源について

本計画を推進していくためには、目標値を定めた各施策を計画的且つ継続的に様々な主体により取り組むとともに、適切に推進・管理していく必要があります。このため、庁内の連携や本計画を実現するための体制と推進に伴う財源の考え方を次のとおり示します。

#### (1) 庁内の推進体制

みどりに関する施策は多岐にわたっており、本計画を実現するためには庁内組織の幅広い連携が不可欠です。

そこで、本計画を推進していくにあたり、都市計画課内の各担当間の調整を図るとともに、環境課とみどりに関する施策について、協働文化推進課と協働のまちづくりについて連携を図っていきます。

また、都市計画課が中心となり、みどりに関連した施策の推進について庁議など庁内の既存の会議の場を通じて関係する部署との調整等を図ります。

#### (2) 協働のまちづくりによる計画の推進

本町では自治基本条例の中で自治の基本理念を「町民と町が協働するまちづくり」とし、取り組みを進めています。

本計画の推進にあたっては、町民協働のための諸制度を活用し、町民との協働によるみどり豊かなまちづくりの形成を目指します。

#### (3) 財源の考え方

現状、緑化推進に係る財源については緑化基金を主体として活動ができるものの、今後において公共施設の再編や拠点整備等の大型事業を勘案すると、大幅に基金を増やすことは厳しい状況です。新たな財源として、社会資本整備総合交付金や森林環境譲与税の活用等の検討が課題となります。

## 6-2 計画の評価と見直し

### 6-2-1 PDCAサイクルによる進行管理

本計画の将来像の実現に向けては、各施策を着実に推進するとともに、定期的な進行管理を行うことが重要です。このため、PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）のPDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の実行性を高めていくものとします。

#### （1）PLAN（計画段階）

本計画に定めた各施策について、詳細な事業計画や取組み手法などを策定します。

#### （2）DO（実行段階）

行政や町民、町民団体などが連携を図りながら、各施策を実行します。

#### （3）CHECK（評価段階）

各施策の実行状況について毎年度の振り返りを行うとともに、計画の節目となる時期に個別施策に対する進捗を点検・評価します。また、緑化フェア等のイベントを活用し、みどりの状況やみどりづくりの活動に対するアンケート調査等を実施します。

#### （4）ACTION（改善段階）

（3）CHECKの結果を踏まえ、施策の見直しや改善が必要な場合は取り組みの見直しを行います。

### 6-2-2 計画の定期的な精査と見直し

平成7年度に策定された前計画は、計画の精査や見直しを行う仕組みが用意されていなかったことから、策定以来、目標年の平成27年度まで20年間見直し等が行われず、その間の本町を取り巻く大きな変化への対応ができなくなっていました。

本格的な少子高齢・人口減少時代の到来など、社会経済情勢は今後も激しく変化することが予想されます。このため、PDCAサイクルによる進行管理を通じて進行状況の確認を行い、見直しの必要性が高い項目がある場合、部分見直し等も含め適時に計画を見直していくものとします。

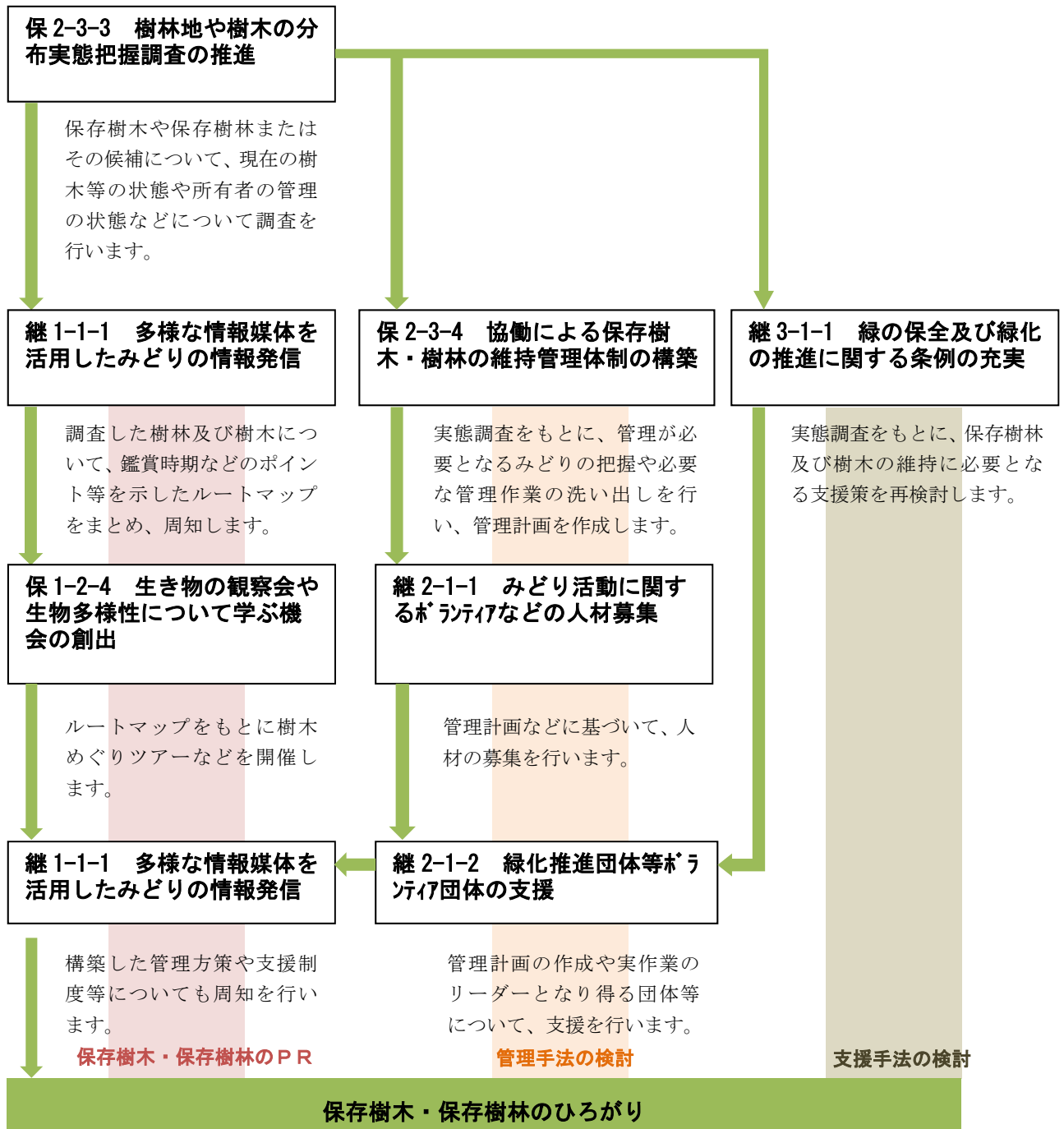
尚、各施策の進捗状況の把握は毎年行うものとし、寒川町総合計画2040の実施計画策定期（4年毎）の節目の時点で定期的に計画の振り返りと方向性を精査し、計画の見直しの必要性が高いと判断された場合は、目標年次より前の時点であっても計画を全面的に見直しすることを検討します。

### 6-3 推進プログラム

#### 6-3-1 推進プログラム設定の考え方

本計画に定めた各施策は、単独で実行されるものもありますが、各施策が相乗的・複合的に実施されることにより効果をさらに発揮するものも多くあります。みどりを取り巻く状況に応じてその展開は異なりますが、各施策の効果的な運用を目指し、参考となる推進プログラムを整理します。

#### ■保存樹木・保存樹林をひろげようプログラム（例）





## 改定 寒川町みどりの基本計画

平成8年 3月 策定

令和3年 4月 改定

寒川町 都市建設部 都市計画課 都市みどり担当

TEL 0467-74-1111

FAX 0467-75-9906

E mail [mizumidori@town.samukawa.kanagawa.jp](mailto:mizumidori@town.samukawa.kanagawa.jp)